



社会福祉法人 サンフレンズ

サンフレンズ 訪問介護センター

訪問介護事業
障害福祉サービス事業

お気軽にご相談
ください。

障害者移動支援、
ほっと一息も
ご利用いただけ
ます。



サンフレンズの理念

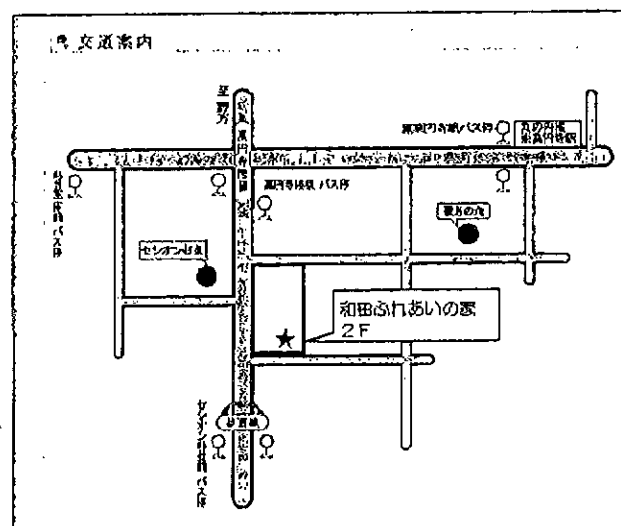
1. 「出来るだけ自由に」
・ 画一的、管理的にならず、その人が
その人らしく生きられる。
2. 「どこまでも対等に」
・ 一人ひとりの人権を尊重し、すべての
人が上下関係でなく付き合える。
3. 「他者への思いを生かし合う」
・ 地域社会で共に生きる人々の連帯、
地球環境、平和への願いを大切にする。

サンフレンズ訪問介護センターは、
重度の方や医療の必要な方に対し
資格のあるヘルパーが対応させて
いただきます。
ベテランの介護員が
皆様をお手伝い
いたします。

サンフレンズは介護福祉施設(特養)、通所
介護(デイサービス)、訪問介護等、多くの事
業を展開しております。

介護のお仕事に興味がある方は是非！
ご連絡ください！

住 所：〒166-0012
東京都杉並区和田 3-52-4
和田ふれあいの家2F
電 話：03-5307-6786
ファックス：03-5378-6787
メー ル：homon-kaigo@3friends.or.jp
事業所番号：1371504299(介護保険事業)
：1311501892(障害者総合支援事業)



訪問介護サービス 訪問予防介護サービス

★介護保険適用サービス

◆サービス内容

訪問介護員（ホームヘルパー）が、ご利用者の自宅を訪問し日常生活の支援を行ないます。

身体介護	・食事、入浴、排泄の介助 ・清拭・体位交換・整容介助 ・洋服の着脱介助など
生活援助	・買物・食事の準備、調理 ・掃除、洗濯など

◆利用できる方

- ・要介護1～5と認定された方
- ・要支援1～2と認定された方

※要支援の方のサービス内容は一緒に行ないます。

◆ご利用のお申し込み

介護支援専門員（ケアマネジャー）を通じてお申込みください。

◆費用は介護保険の定めによる金額となります。

◆詳しくは…まずは、お電話でご相談ください！



自費サービス

★介護保険適用外サービス

◆サービス内容

訪問介護員（ホームヘルパー）が、ご利用者の自宅を訪問し日常生活の支援を行ないます。

※介護保険で対応できないサービスを対象としております。

（例：通院介助・見守り・お庭のお手入れ等介護保険適用外の家事援助）

自費サービス料金表（税込）

サービス時間		時間内	時間外
身体介護	30分未満	1,650円	2,063円
	1時間	3,300円	4,125円
	1.5時間	4,950円	6,188円
	2時間	6,600円	8,250円
生活援助	30分未満	1,250円	1,563円
	1時間	2,500円	3,125円
	1.5時間	3,750円	4,688円
	2時間	5,000円	6,250円

・時間内（平日 9:00～18:00）

・時間外（日曜、祝日、年末年始、

午前 8 時前、午後 18 時以降）

・料金は 30 分増すごとに身体介護は 1,650 円増し、生活援助は 1,250 円増しとなります。

障害者総合支援事業

★障害者サービス

◆サービス内容

居宅介護・重度訪問介護・移動支援など
訪問介護サービスと同じく身体介護・日常生活の支援を行います。

◆その他

介護をされているご家族様のために「ほっと一息」のご利用もできます。

営業時間

サンフレンズ訪問介護センター

営業日 ————— 月曜日～土曜日

営業時間 ————— 9:00～18:00

サービス実施地域 ——— 杉並区全域

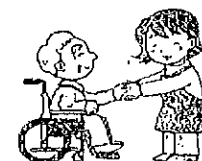
介護職員 ——— 40 名（介護福祉士 6 名含む）

電 話：03-5307-6786

ファックス：03-5378-6787

お気軽にお電話ください。

お待ちしております（^^）





障害のある方への生活支援サ
イト

の一まらいふ杉並

[\[本文へ\]](#)

サイト内検索 キーワード 検索
詳しく検索する [サイトマップ](#)
文字の大きさ [標準](#) [大](#) [最大](#) [色反転](#)
[ご利用案内](#) [お問い合わせ](#)

| ホーム | 障害者のてびき | お知らせ | イベント情報 | 各課・施設・窓
口紹介 | 事業者情報 |

現在の位置: ホーム > 障害者のてびき > 移動支援事業(地域生活支援事業)

移動支援事業(地域生活支援事業)

対象となる障害: 視覚障害・肢体不自由・精神障害・知的障害・脳性まひ・進行性筋萎縮・
その他

対象年齢: 学齢児以上

■ 外出の際、ヘルパーを派遣します。

障害者(児)が円滑に外出することができるよう、障害者
(児)の移動を支援します。

■ 対象

屋外での移動に困難がある視覚・全身性・知的・精神・65
歳未満の高次脳機能の障害のある方で学齢児以上の区
民。ただし、小学3年生以下の児童は、介護に欠ける場合
のみ対象となります。なお、行動援護・同行援護・重度訪
問介護・重度障害者等包括支援の対象の方は、介護給
付で支援します。

■ 事業内容

→ 次頁へつづく

この記事に関連 する情報

障害者のてびき

① 難病患者等の方
への日常生活用具給
付品目一覧

② ショートステイ(病
院)

③ 知的障害者グ
ループホーム家賃助成

関連する「障害者のてびき」
情報の全一覧

移動支援事業(地域生活支援事業):の一まらいふ杉並

2/5 ページ

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際に、ガイドヘルパーを派遣し、移動の支援を行います。

お知らせ

● 裁判員になられた
方の支援をします(障
害福祉サービス・地域
生活支援事業)

■ 利用手続きの流れ

1.支給申請

サービスを利用したい方は、障害者手帳を持って杉並福祉事務所 各担当事務所へ支給の申請を行ってください。ただし、精神障害の方は、障害者施策課 地域ネットワーク推進係へ支給の申請を行ってください。また、高次脳機能障害の方は、障害者生活支援課 地域生活支援担当係にご相談の上、障害者施策課 地域ネットワーク推進係へ支給の申請を行ってください。

2.決定・通知

区は、支給申請により、利用目的、介護者の状況などを審査し、支給量、支給区分等を記載した受給者証を送付します。

3.利用申込

利用者は、サービスを提供する移動支援事業委託事業者から事業所を選択し、利用の申込みを行います。サービスの利用の際は、受給者証を事業者に提示してサービスを受けてください。

■ 支給区分

移動支援の支給区分は、障害程度区分3以上の方は「重度」とし、障害程度区分2以下の方、障害程度区分認定で非該当の方、区分認定を受けていない方は、「軽度」と区分します。なお、児童については、別の基準により区分します。

■ 支給量

● 平成26年度第四
回地域自立支援協議
会開催について

● 杉並区役所では、
毎日日替わりで障害者
施設がお店を出してい
ます。

関連するお知らせの全一
覧

イベント情報

● 第13回 高円寺障
害者交流館まつり

● 料理教室 コロン
とまんまるかわいい手
まり寿司でお花見ラン
チ

● スポーツ吹矢教室

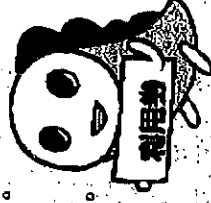
関連するイベント情報の全
一覧

ほっと一息、介護者ヘルプのサービス利用方法

① 事業所にサービスを依頼する

サービス提供事業所一覧の中から事業所を選び、電話で依頼をします。希望の日時、サービス内容を詳しく伝えてください。

※事業所によっては、お伺いする地域に限られている場合があります。詳しくは各事業所にお問合せください。



② サービスの提供を受け、利用券をヘルパーに渡す

利用当日、サービス終了後に「利用券」に利用日を記入し、ヘルパーに渡します。

※利用の取消し・変更を希望する場合は、利用日の前日午後5時までに予約をした事業所に必ず連絡してください。

連絡なく利用の取消し・変更をした場合は、キャンセル料（1回につき1000円）が発生しますのでご注意ください。

キャンセル料は、予約をした事業所に直接お支払いください。

③ 利用料金の支払い

利用の翌月に、区役所から納付書（利用料金を納めるための書類）をお送りします。お近くの金融機関で納めてください。

口座振替もご利用いただけます。

利用料金 利用券1枚（1時間以内）の利用につき300円

生活保護受給の方は無料です。

■ その他

利用券は、認定された介護者家族が利用できます。他の人には譲渡できません。杉並区から転出した場合や同居していても介護しなくなった場合（長期入院や施設入所等）は利用できません。

未使用の利用券は、区の窓口（高齢者在宅支援課、又は各地域包括支援センター（ケア24））へお返しくください。

申請内容に変更があった場合は、速やかに高齢者在宅支援課にご連絡ください。翌年度の利用券は、「現況届」の提出により、資格要件を確認させていただいたうえで「利用券」をお送りします。

どうぞ
ご利用ください



部屋のお掃除 お洗濯

洋服の整理

お買い物 食事の準備 などなど...

杉並区生活支援サービス事業 実施事業者募集要項

1 募集の趣旨

突然のケガや退院直後など、心身機能の一時的な低下により日常生活に支障がある介護保険の認定を受けていない高齢者に対して、緊急にホームヘルパーを派遣する、高齢者生活支援サービス事業を実施しています。

この事業のサービスを提供する登録事業者を募集します。

2 業務の概要

(1) 業務名

杉並区生活支援サービス事業委託

※平成25年度より事業名称を「高齢者いっときお助けサービス」に変更する予定です。

(2) 履行場所

杉並区内の高齢者の居宅等

(3) 主な業務内容

①次の各項目に掲げる訪問介護サービス

- ・ 調理
- ・ 衣類の洗濯
- ・ 住居の掃除
- ・ 生活必需品の買い物
- ・ その他必要な家事援助

②履行日及び履行時間

委託期間を通じて毎日（土曜、日曜、祝日・休日及び年末年始を含む）午前8時から午後6時まで

③派遣方法等

区が派遣決定した高齢者の居宅へホームヘルパーを派遣し、杉並区地域包括支援センター（以下「ケア24」という。）が作成した個別援助計画書に基づきサービスを提供します。

1回の派遣は、45分を基本とし、15分を1単位とした6単位まで。派遣期間は週12単位（3時間）を限度とし、原則1箇月間とします。サービス内容に疑義が生じた場合は、区又はケア24の指示に従ってください。

(4) 委託期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(5) 委託料の算定

委託料は、個別援助計画書に基づいて実施したサービスについて、利用者毎に、ホームヘルパーの派遣時間を派遣日毎に月単位で合算し、別表で定める単価表に基づき算定します。